

かすみがうら市中心市街地公共施設検討支援業務委託 プロポーザル実施要領

1. 業務名称

かすみがうら市中心市街地公共施設検討支援業務委託

2. 目的

本業務は、かすみがうら市の公共施設の利用促進と市民の意見反映を図るため、若年層の意見やニーズを収集・分析し、公共施設の改善に役立てることを目的とする。また、中心市街地に図書機能を有する公共施設の設置を検討するにあたり、既存施設の改修イメージやデザインコンセプトを具体的に示すためのイメージパースなど、計画の具体化と今後の指針となる資料を作成する。

3. 業務内容

別紙「仕様書」のとおりとする。

なお、仕様書の内容は現時点の予定であり、今後打合せの中で変更する可能性がある。

4. 契約期間

契約締結日から令和8年3月16日まで

5. 事業費

金495,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

6. 選定方法

簡易プロポーザル方式による。

7. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人格を有する単独企業であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社再生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請したものでないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 本業務について高い見識及び十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること。

8. 選定スケジュール

- | | | | |
|----------------------|----|----|---------------|
| (1) 参加表明書及び質問書の提出締切り | 令和 | 7年 | 6月24日（火）17時必着 |
| (2) 質問書の回答掲載日 | 令和 | 7年 | 6月26日（木） |
| (3) 企画提案書等の提出締切り | 令和 | 7年 | 7月7日（月）17時必着 |
| (4) 書類審査 | 令和 | 7年 | 7月中旬 |
| (5) 審査結果の通知 | 令和 | 7年 | 7月中旬 |

9. 参加表明書の提出

- (1) 提出書類 簡易プロポーザル参加表明書（様式1）
- (2) 提出期限 令和 7年 6月24日（火）17時必着
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出場所 かすみがうら市 千代田庁舎 経営企画課 政策担当
〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

10. 質問受付及び回答

- (1) 質問受付
 - ①提出書類 質問書（様式3）
 - ②提出期限 令和 7年 6月24日（火）17時必着
 - ③提出方法 電子メール <kikaku@city.kasumigaura.lg.jp>
※電子メールで提出した際、必ず電話にて提出した旨を確認すること。
- (2) 回答方法
質問に対する回答は、令和7年 6月26日（木）までに電子メールにて行う。

11. 提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ・提案書（様式2-1）
 - ・過去の業務実績（様式自由）
 - ・業務実施体制（様式2-2）
 - ・見積金額及び積算内訳書（様式自由）
 - ・提案説明書（様式自由）
 - ・会社概要（様式自由）
- (2) 作成要領
 - ①提案は、基本的な考え方を文書で簡潔に記述すること。
 - ②要求した以外の資料提出、指定した要求内容が不足する提出資料及び提出期限に遅れた提出資料は、これらを一切受け付けません。
 - ③提出された書類は原則返却しません。また、提出後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出部数 5部（正本1部、副本4部（複写可））
- (4) 提出期限 令和7年 7月 7日（月）17時必着
- (5) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残るものを利用し、提出期限内に到着すること）
- (6) 提出場所 かすみがうら市 千代田庁舎 経営企画課 政策担当
〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

12. 審査方法

審査はプロポーザル審査委員会において、基準に基づき企画提案書、受託実績及び見積書の内容を採点し、うち最高点を獲得した事業者を委託予定者として選定する。
なお、審査の経過等に関する問い合わせには応じないものとする。

13. 審査基準

提案書の評価項目、評価基準は、別表1のとおりとする。

14. 審査結果

審査結果の通知については、委託候補者を決定した後、各企画提案者に対して速やかに文書で通知する。

15. その他

- (1) 書類作成に要する費用は、全て参加申込者の負担とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) プロポーザルの選定にあつては、提案された内容を総合的に評価し決定するため、事業趣旨に合致しない事項については、是正し実施することとする。よって、企画提案の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 提出書類の著作権は申請者に帰属する。ただし、市は委託候補者の選定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (5) 本実施要項に定めのないものについては、市と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- (6) 事業者が2者に満たないときは、審査委員会における評価結果が優良と認められる場合（満点の6割以上）に限り、契約候補者とする。

16. 問い合わせ先

かすみがうら市 千代田庁舎 総務企画部 経営企画課 政策担当
〒315-8512 かすみがうら市上土田 461
TEL : 0299-59-2111
FAX : 0299-59-2176
e-mail : kikaku@city.kasumigaura.lg.jp

別表 1

評価項目		評価基準
実施体制	制作計画	具体的なタイムスケジュール 制作及び連絡体制
	実績	同種・類似業務の実績
	業務分担	専門性に応じて分担されているか
	手持ち業務量	手持ち業務と当該業務との重なり程度について 専任性が高いか
提案書の内容	業務内容の理解度	当該業務に係る現状・課題認識が適切であり、業務の目的、条件、内容の理解度が高く、総合的に事業をマネジメントする視点を有しているか
	業務遂行の信頼性、独創性及び実現性	当該業務に係る実施体制が適切であり、業務遂行に対する信頼性が高いか。また、新たな提案があり、また現実性の観点からもその内容が適切か
	事業のコーディネート力、具体性	当該業務推進にかかる各所のコーディネートの方法に具体性が高く、業務の進め方の提案が適切で実現可能か
	実施方針の的確性	当該業務に係る課題認識が適切であり、課題に対する取組方針や実施方針の妥当性が高いか。
	業務計画の的確性、作業量の整合性	業務量の把握状況を示す業務計画の妥当性、予算額に対し、作業量及び業務内容が適切か

様式 1

簡易プロポーザル参加表明書

令和 年 月 日

(あて先)

かすみがうら市長

(申込者) 所 在 地

法 人 名

代 表 者 名

印

下記の対象業務に対するプロポーザル方式による提案の募集について、同実施要領中「7. 参加資格」の項目のすべてを満たしていることを申し出し、参加を表明します。

なお、地方自治法施行令第 167 号の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないものであること、並びに本書及び提案説明書の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 対象業務 かすみがうら市中心市街地公共施設検討支援業務委託

2 連絡先 所 属 名

担当者名

電話番号

メールアドレス

受付日・番号 令和 年 月 日 第 号

令和 年 月 日

かすみがうら市中心市街地公共施設検討支援業務委託

提 案 書

添付書類一覧

- 1 会社概要（様式自由）
- 2 過去の業務実績（様式自由）
- 3 業務実施体制（様式 2－2）
- 4 見積金額及び積算内訳書（様式自由）
- 5 提案説明書（様式自由）

（申込者）所 在 地

法 人 名

代表者名

印

担当者名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

様式 2－2

3 業務実施体制

	氏 名	所属・役職	業務分野
管理技術者			
担当技術者 (本件の統率者)			
担当技術者			
業務実施体制で配慮した事項			

質 問 書

令和 年 月 日

(あて先)

かすみがうら市長

(申込者) 所 在 地

法 人 名

担当者名

電話番号

メールアドレス

かすみがうら市中心市街地公共施設検討支援業務委託の提案書作成にあたり、下記のとおり質問いたしますので、回答願います。

記

番号	質 問 事 項